301条対中関税の変遷と現在適用中の内容

■ 第1次トランプ政権下の2018年7月、1974年通商法301条に基づく対中制裁措置として、中国に対する 追加関税を発動。その後、複数回にわたり対象品目の追加および関税率の変更が実施された。一方で、追 加関税と併せて、品目別適用除外制度が設けられ、一部品目はその対象となっている(注1)。

これまでの301条対中関税の発動時期・規模・関税率

発動時期	対象	発動対象の規模(品目・対中輸入額)	関税率	
2018年7月	リスト1	818品目・340億ドル相当	25%	
2018年8月	リスト2	279品目・160億ドル相当	25%	
2018年9月	リスト3	5,745品目・2,000億ドル相当	10%→25% (2019年5月引き上げ)	
2019年9月	リスト4A	3,243品目・1,200億ドル相当	15%→7.5% (2020年2月引き下げ)	
2024年~26年	戦略分野など	既存の354品目で段階的に引き上げ、 新規の40品目で段階的に発動	25%~100%	

現在の適用除外対象品目

一部の品目は、適用除外の対象となっている。 適用除外の有効期限は25年11月29日までと設定されていたが、 10月30日の首脳会談を経て26年11月10日まで延長すると発表。

機械類、医療機器など 164品目

(対象HTSコード記載官報)

太陽電池製造装置 14品目

(対象HTSコード記載官報)

対中301条対象品目検索データベース ----

米国通商代表部(USTR)

HTSコード8桁ベースで、

- 301条対中関税の対象かどうか
- (対象である場合)その追加関税率が検索できる

(注1) 適用除外の対象品目は、これまで複数回にわたり変更されている。

(注2) 2025年11月5日時点 (出所) 米国公開資料など

301条対中関税の変遷と現在適用中の内容

■ バイデン前政権下の2024年の見直しで、対象品目の追加および関税率の引き上げを実施。天然黒鉛・永久 磁石、重要鉱物、船舶対陸上クレーン、注射器など40品目が新たに対象に追加。また、鉄鋼・アルミ製品、EV、半導体、太陽電池、バッテリーやフェイスマスクなど戦略分野354品目の関税率が引き上げられた。

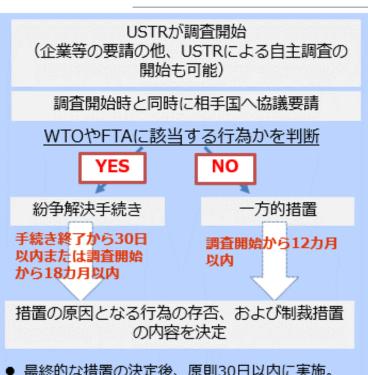
2024年の見直しによる関税引き上げ対象品目と引き上げ後の追加関税率、発動時期

			見直し前	引き上げ第1段階		引き上げ第2段階		w
品目		301条関税率	関税率	時期	関税率	時期	品目数	
鉄鋼・アルミニウム			0~7.5%	25%	2024年9月27日	-	-	321
半導体・関連製品			25%	50%	2025年1月1日	-	-	18
EV			25%	100%	2024年9月27日	-	-	8
バッテリー	EV用リチウム リー	ムイオンバッテ	7.50%	25%	2024年9月27日	-	-	1
バッテリー 部品	EV用以外の		7.50%	25%	2026年1月1日	_	_	1
	リチウムイオ	ンバッテリー	7.5070	2370	2020-17311			1
	リチウムイオ のバッテリー	ンバッテリー以外 部品	7.50%	25%	2024年9月27日	-	-	1
	天然黒鉛・永久磁石		-	25%	2026年1月1日	-	-	4
重要鉱物	要鉱物タングステンその他の重要鉱物		-	25%	2025年1月1日	-	-	3
			-	25%	2024年9月27日	-	-	26
太陽電池 港湾クレーン		25%	50%	2024年9月27日	-	-	2	
		-	25%	2024年9月27日	-	-	1	
		注射器・注射針	-	100%	2024年9月27日	-	-	2
医療製品		フェイスマスク	7.50%	25%	2024年9月27日	50%	2026年1月1日	5
		医療用手袋	7.50%	50%	2025年1月1日	100%	2026年1月1日	1

中国等の海事・物流・造船分野への301条措置内容

- USTRは2025年10月14日から、中国企業が運航・所有する船舶や、中国で建造された船舶の米国 港湾への入港に追加料金の徴収を開始したが、11月10日より1年間徴収を停止。
- また、11月9日から中国製の港湾クレーンなど荷役設備に対する追加関税を25%から100%に引き 上げる予定。

301条措置の過程と、中国製船舶等に対する料金の概要



最終的な措置の決定後、原則30日以内に実施。 相手国との交渉状況により措置の実施を延長でき るが、180日以内に実施することが必要。

中国企業が運航・所有する船舶や、中国で建造された船舶が米国港湾へ 入港する際、**2025年10月14日より追加料金を徴収を開始**したが、**10** 月30日の米中合意に基づき、11月10日より1年間徴収を停止する。自 **動車運搬船に関しては**、中国で建造された船舶に限らず、**米国外で建造** された全ての船舶の米国港湾への入港に際し、追加料金が課される。

1. 中国の船主・運航者に対する料金

米国港への入港ごとに純トン数(NT)ベースで課金。 初年度:50ドル/NT、以降3年間で毎年増額。

2. 中国製船舶の運航者に対する料金

純トン数またはコンテナ数に基づく。 初年度は18ドル/NT または 120ドル/コンテナ 以降3年間で段階的に増額。

3. 外国製自動車運搬船に対する料金

米国製船舶の奨励のため、積載能力に応じた料金を課す。入港料は 1NTあたり46ドル。

4. 課金の頻度と場所

最初の米国港でのみ課金され、1隻あたり年間最大5回まで。

■ 中国製の港湾クレーンなど荷役設備に対する追加関税を11月9日に 25%から100%に引き上げ。